

## 裁判官の職権行使の独立

- 裁判官の職権行使の独立

憲法は、裁判官の職権行使の独立の原則を明らかにするとともに、裁判官の身分保障を手厚いものとしている。このような憲法の規定は、他の公務員については見られない。

裁判官は、独立して裁判権を行使し、その職務に関して他から干渉を受けることなく、他の公務員のように上命下服の関係はない。

- \* 憲法76条3項

すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。

- \* 裁判所法81条(監督権と裁判権との関係)

前条の(注:司法行政の)監督権は、裁判官の裁判権に影響を及ぼし、又はこれを制限することはない。

- 裁判官の職権行使の独立と司法行政上の監督権

「通説は、具体的事件に関しては、監督権の行使により、係属中の事件につき、その裁判の内容、審理の方法、事実認定、法令の解釈・適用に影響を及ぼすがごときことはもとより、確定裁判についても、その内容の当否を論ずるがごときことは、許されない、としている。」

「裁判所またはその職員の事務の取扱方法が、違法不当であるとの不服不満が関係人から申し出られた場合は、その監督機関がこれに対して相当の処置をとることになる(裁判所法82条)。例えば、故なく期日を変更して訴訟を遅延させるとか(刑訴法277条、刑訴規則182条参照)、怠慢で判決を言い渡さないとか、当事者に対し不公平な態度をとるとか...などの不満不平である。これは、訴訟法上の異議(例えば、民訴法129条・206条・295条、刑訴法309条)や上訴とは異なり、裁判機関の裁判を求めるものではないと共に、これによって、裁判官に一定の裁判をさせるような

監督を求めることはできない(裁判所法81条参照)。」

(兼子一・竹下守夫「裁判法(第四版)」)

兼子一・竹下守夫「裁判法(第四版)」(110頁,129頁,131頁)

「憲法76条3項...は,司法の独立の本質を成す個々の裁判官が裁判をするについての自主独立性を宣明するものである。裁判官の職権の独立とは,裁判事務について,他の如何なる国家機関も,指揮監督その他の干渉を行うことができないことを意味する。裁判官も,その執務振りについては,司法行政上の監督を受けるが,これによっても裁判の内容に影響を及ぼすことは許されない(裁判所法81条参照)。」

「裁判所に任せられた司法行政の範囲では,最高裁判所が最高監督権者として,下級裁判所及び全裁判所の職員を監督する。各下級裁判所もそれぞれ管下の下級裁判所およびその職員を監督する(裁判所法80条)。裁判所またはその職員の事務の取扱方法が,違法不当であるとの不服不満が関係人から申し出られた場合は,その監督機関がこれに対して相当の処置をとることになる(裁判所法82条)。例えば,故なく期日を変更して訴訟を遅延させるとか(刑訴法277条,刑訴規則182条参照),怠慢で判決を言い渡さないとか,当事者に対し不公平な態度をとるとか...などの不満不平である。これは,訴訟法上の異議(例えば,民訴法129条・206条・295条,刑訴法309条)や上訴とは異なり,裁判機関の裁判を求めるものではないと共に,これによって,裁判官に一定の裁判をさせるような監督を求めることはできない(裁判所法81条参照)。」

「司法行政による裁判事務の監督と裁判官の独立との調和点をどこに見出すかは,極めて困難な問題である。もともと,司法行政は,適正・迅速な裁判を可能ならしめることを目的とし,そのために必要のある限度においては,司法行政上の監督権は,裁判官の行う裁判事務にも及ぶものと解されている。ところが,裁判の迅速性のためにはともかく,その適正ないし公正のためには,裁判官の独立が不可欠であり,それ故にこそ,憲法76条3項がこれを規定しているのである。しかし,同じく裁判の適正ないし公正を目的としながら,司法行政上の監督は,上級機関による裁判事務への介入という要素をもつ点で,裁判官の独立に抵触する危険を有している。そこで,裁判所法81条は,司法行政上の監督権は,裁判官の裁判権に影響を及ぼし,またはこれを制限することはないと定め,また,通説は,具体的事件に関しては,監督権の行使により,係属中の事件につき,その裁判の内容,審理の方法,事実認定,法令の解釈・適用に影響を及ぼすがごときことはもとより,確定裁判についても,その内容の当否を論ずるがごときことは,許されない,としている...。そうすると,では,監督権の作用としては何が許されるかが問題となるが,この点については,監督権の行使として裁判事務の処理につき事後的注意処分をなす場合と,現に行

われている裁判権の行使に影響を与えることを目的として命令的処分(注意処分の形をとることもありうる)をなす場合とを分けて考えるべきではあるまいか。裁判官に対する事後的注意処分は、懲戒そのものではないが...、一種の問責処分と考えられるから、裁判権の行使に際し『職務上の義務に違反し、若しくは職務を怠り、又は品位を辱める行状』(裁判所法49条)があったことを前提とするが、その程度が軽微であるため、分限事件の申立て(裁判官分限法6条)をするまでもない場合に限られる、と解すべきであろう。これに対し、命令的処分は、裁判官の裁判権の行使に対する直接的介入となるから、むしろ、重大な職務義務違反・職務懈怠・品位汚辱行為があり、かつ、裁判の公正を保つためには、事後的是正手段たる、訴訟法上の不服申立てまたは懲戒処分では間に合わない場合に限られる、というべきである。」